

研修報告書（会派個人用）

会派名：里山みらい会議

報告者：政野 太

実施場所： ローカル・マニフェスト推進連盟オンライン研修会 （ビデオ配信：申込者のみ閲覧可能）	実施日：令和4年12月21日 （視聴日：令和5年1月6日） ※12月27日から配信されたビデオ配信を受講
■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など） 平成30年に改正施行された地方自治法では、議員選出監査委員の選任しないことができるとされた。令和4年度で全国31の地方自治体において議員からの選任をしないとされている。地方自治法ではどちらの選択もできているが、本市においてどちらの選択をすべきか、参考とするために今回の研修に参加した。	
■参考とすべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ○監査は執行者のリスクマネジメント、職員の福祉向上につながる。 ○施政の方向性を理解している議員選出監査の役割は重要である。 ○議会への情報提供もすべき。 ○常任委員会との連携によって、所管事務調査が深化する。 ○守秘義務は、情報公開条例と同じ扱い程度が良い。 ○財政援助団体に対する監査や出資団体等に対する監査は民間情報であるから守秘義務の範囲内。 ○「職務上知り得た秘密」を、職務の執行にあたって知り得た「秘密のすべて」と解釈すれば、住民自治の原則に反する。秘密は限定的なのであって、その限定されたものの「すべて」であるにすぎない。 ○数字の部分も大切だが、市民の生活に直接影響する政策評価・行政監査も重要である。 ○理論無き実践は暴挙だが、実践無き理論は空虚である。現場は実践で積み重ねて作る。 ○監査は政治的感覚によって豊富化する。 ○監査は人間に例えると定期的な健康診断だ。小さな間違いのうちに正しておかないと、大きな事故につながる。 	
■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など） 研修に参加して私の結論は「庄原市においては議員選出の監査委員を選任すべき」であると判断した。なぜなら、これまで守秘義務ということが大きな壁となっていたが、他自治体の状況、専門家の意見を聞いてみると上記に書いたとおり、監査委員として守秘義務の秘密は、限定されたものの全てと解釈することができるということからだ。 数値的あるいは公平性についての監査は議員であろうがなかろうが当然のことであり、そこを議論する必要はない。しかし、監査委員の重要な責務である政策評価、行政監査を判断するとき、施政の方向性、議会での議論を把握している議員選出監査委員の役割は重要になってくる。一方で本市議会における課題も今回の研修を受けて感じた。 それは、議会内における監査委員との情報共有、また常任委員会との連携が議会内の議論が深化することに繋がるということである。今後、本市議会内で監査委員との新たな関係構築を探っていきたい。	

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。